

地域密着型サービス外部評価の実施回数の緩和に係る取扱要領

大阪府地域密着型サービス外部評価実施要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定による外部評価の実施回数の緩和（以下単に「実施回数の緩和」という。）に係る取扱いについて、以下のとおり定める。

1 実施回数の緩和

要綱第5条の規定による実施回数の緩和については、次のとおり取り扱う。

- ① 要綱第5条第1項の「過去に外部評価を5年継続して実施している事業所」は、原則として、外部評価を少なくとも1回実施した会計年度（4月1日から翌年3月31日までとする。）が5年度継続している事業所とする。

なお、訪問調査をもって外部評価の実施とする。

ただし、令和元年度の実施については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年6月末までに実施したものは令和元年度中に受審したものとみなすことができる。

- ② 実施回数の緩和は、当該緩和が決定された会計年度及びその翌会計年度についてのものとし、要綱第5条第1項の「2年」とは、実施回数の緩和が決定された会計年度及びその翌会計年度をいう。

- ③ 要綱第5条第1項各号に掲げる要件を満たすかどうかについては、同条第2項の規定による協議を行う会計年度の前会計年度の実績により判断する。

実施回数の緩和により前会計年度に外部評価を受けていない事業所が同項第1号及び第4号に掲げる要件を満たすかどうかについては、直近の外部評価の結果による。

- ④ 要綱第5条第1項第2号（運営推進会議の開催回数）については、やむを得ない事由があると認められる場合には、6回未満であっても要件を満たすとみなすことができる。
- ⑤ 要綱第5条第1項第3号（運営推進会議への市町村職員等の出席）については、やむを得ない事由があると認められる場合には、市町村職員等が出席していない回があっても要件を満たすとみなすことができる。
- ⑥ 要綱第5条第2項の規定による協議は、原則として毎年7月に行うこととし、当該会計年度の5月末日までに評価が確定した事業所を対象に協議を行うものとする。

なお、外部評価結果等のWAMNET上での公表をもって評価の確定とする。

2 緩和の手続

(1) 事業者の申請

事業者は、実施回数の緩和を受けようとするときは、6月末日までに、「地域密着型サービス外部評価実施回数緩和申請書」（様式1）を、実施回数の緩和を受けようとする事業所を所管する市町村（複数の市町村において指定を受けている場合は、実施回数の緩和を受けようとする事業所が所在する市町村）に提出しなければならない。

なお、実施回数の緩和が決定された会計年度の翌会計年度は、提出を要しない。

(2) 市町村の審査及び同意

(1)の申請を受けた市町村は、要綱第5条第1項各号に掲げる要件の全てを満

たすと認めた場合は、「地域密着型サービス外部評価の実施回数の緩和について（進達）」（様式2）に提出された「地域密着型サービス外部評価実施回数緩和申請書」を添付し、府に送付する。

この送付は、要綱第5条第2項の協議及び同意とする。

(3) 府による決定

- ① 府は、(2)の進達の内容を確認し、実施回数を緩和する事業所を決定し、当該市町村に「地域密着型サービス外部評価の実施回数の緩和について（通知）」（様式3）を送付する。

事業所への実施回数の緩和の適否の通知は、当該市町村が行う。

- ② 府は、実施回数を緩和する事業所のリストを府が選定する外部評価機関に通知するとともに、府のホームページにおいて掲載する。

3 その他

この要領に定めのない事項については、府と市町村との協議により決定することとする。

附 則

この要領は、平成30年5月23日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年7月11日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年3月27日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年8月27日から実施する。